様式第３号（第４条関係）

先端設備等導入計画不認定通知書

　　　年　　　月　　　日

　申請者　所在地

　　　　　氏名又は名称

　　　　　及び代表者氏名　　　　　　　様

酒田市長

　　　年　　月　　日付けで申請のあった先端設備等導入計画の認定については、次の理由により不認定とする。

不認定の理由

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。